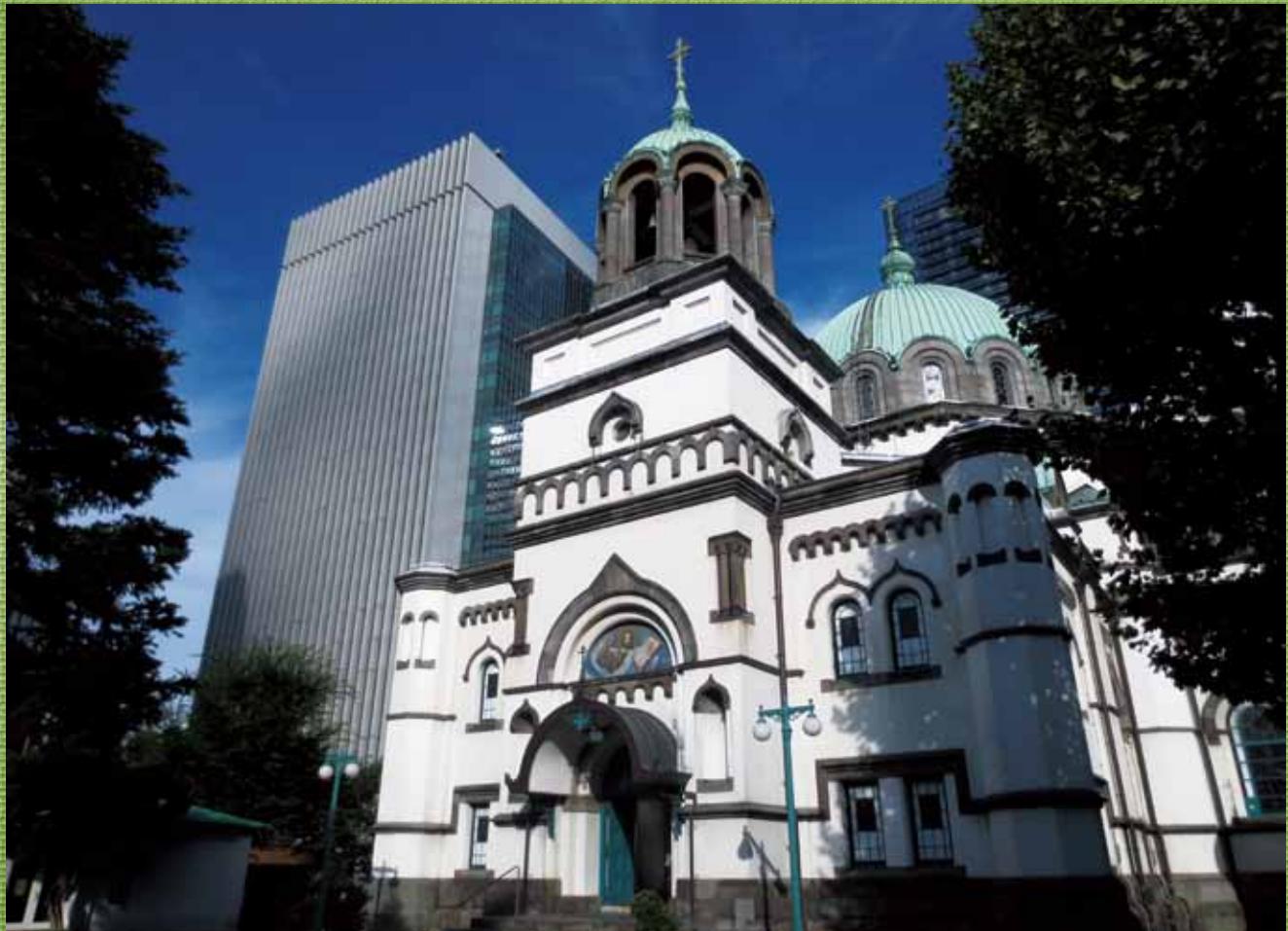




東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報

発行人 千代田統括支部長 段下 正志

事務局 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-10-206
段下正志事務所内 ☎03(3288)0354
URL=<http://www.sr-ccs.com>



東京会が移転した御茶ノ水ソラシティとニコライ堂(千代田区)

撮影：広報委員 市村公頼

- 平成26年度 第3回研修会
- 平成26年度 第4回研修会(必須研修)
- 初めての行政協力
- 平成26年度行政協力会員情報
- おらが国自慢
- 第46回 社会保険労務士試験
試験監督員体験談
- 東京会野球大会の結果報告
- 政治連盟だより
- 新入会員情報

平成26年度 第3回研修会

平成26年7月18日(金)、損保会館にて第3回研修会が開催されました。「労災である自動車事故への対応」をテーマに、お二人の講師に、二部構成でご講演をいただきました。

第一部

労災である自動車事故の報告があつたら、社会保険労務士はどのように対応するか？

保険会社で損害事故査定などに30年間携わった金澄氏の経験を踏まえお話をいただきました。

自動車事故が起こった際、保険の請求方法が分からぬ保険契約者も多く、そもそも保険内容と請求方法の説明に対するニーズはとても高いのです。また、被害者が一番困るのは、何よりも目先の経済面です。治療費の支払いや働けない場合の当面の生活補償はどうなるのかという心配があります。これらを少しでも解消することが、労災事故の対応相談を受ける社会保険労務士に期待される役割ではないでしょうか。

万一、顧問先から自動車事故発生の連絡を受けたら、確認すべき事項は3つあります。一つ目は、その事故が、通勤途上又は職務上の事故なのかについて事故の状況を確認し、業務遂行性と業務起



講師
株式会社 出雲保険
クレームサービス担当
参与

金澄 等 氏

因性の有無を探らなければなりません。二つ目は、事故を起こした顧問先の自動車が任意保険に加入しているか否かの確認です。三つ目は、当該自動車が人身傷害保険に加入しているか否かの確認をする必要があります。

通勤途上又は職務上の事故では、双方の過失割合、事故の相手方が加入する任意保険で解決を図るのか否か、人身事故であれば、その重軽傷度合いや休業損害を伴う事案なのか等によって、労災保険請求についての検討と請求を行うタイミングの判断の仕方が異なります。

第三者行為災害においては、その複雑な取扱いに留意しながら、臨機応変に、的確で迅速な対応に努めなければならないとのことでした。

(広報委員：長崎 明子)

講師
丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士
阿部 栄一郎 氏

阿部氏は、保険会社顧問の経歴と、被害者側代理人として多数の交通事故案件担当の経験から、会社側と被害者側の両面からの知見をもつ。

交通事故が発生したら、まずは警察に連絡することと救急車を呼ぶこと。警察に事故の届出をしなければ、交通事故証明書も発行されません。損害賠償に伴う過失割合は、実況見分と調書作成を経て、決定されます。

人身事故の場合の慰謝料は、医療費と通院頻度によって決まります。そのため、示談成立には症状固定が重要で、後遺障害が確定してはじめて示談交渉ができ示談成立に至ります。

交通事故の解決は、保険会社による示談、弁護士による示談、又は弁護士による和解などその8割以上が話し合いでなされます。被害者が、時間

第二部

労災である自動車事故への対応 「弁護士への相談・依頼のタイミング」

的制約や精神的負担で相手方との交渉を回避したい場合、示談額に納得がいかない場合、交通事故と損害との因果関係が問題となっている場合、又は過失割合に問題が生じている場合には、弁護士に相談してみるとよいでしょう。

弁護士は、交渉窓口となって被害者をガードし、損害額計算、情報収集と証拠提示、後遺障害診断書作成時の診察の立会い、交通事故紛争処理センターへの提出書類作成等、そして、最終的には訴訟の提起と追行を行っています。

気になる弁護士費用は条件等によりますが高額ではありません。被害者の逸失利益(特に、労働能力喪失期間)の保全や、重症案件、弁護士費用特約の使用できる事案についてはメリットが大きいとのことでした。 (広報委員：長崎 明子)

平成26年度 第4回研修会(必須研修)

平成26年9月3日(水)、薬業健保会館にて、必須研修である第4回研修会が開催されました。年金制度、社会保障制度の2つのテーマで、昼の部、夜の部の2回ご講演をいただきました。

第一部

年金制度の現状と課題

講演は4つのテーマに沿って行われました。

①公的年金制度の概況

公的年金は、現在、現役世代約1.6人で高齢者1人を支えているなど制度の概況の説明がありました。また、年金による消費が地域経済を支える役割を担っているとの考察の紹介もありました。

②公的年金の主な制度改正について

社会保障・税一体改革で平成24年、「国年法等改正法（年金額の特例水準の解消）」「年金生活者給付金法（低所得高齢者・障害者等への福祉的給付）」「年金機能強化法」「被用者年金一元化法」の年金関連4法が成立しました。これにより平成16年度改革「基礎年金国庫負担1/2」「マクロ経済スライド」との年金財政フレームが完成し、また、社会経済状況の変化に対応した社会保障セーフティ



小峰 伸也 氏

昼の部 講師
厚生労働省 年金局 総務課

企画係長 小峰 伸也 氏

夜の部 講師
厚生労働省 年金局 年金課

高山 裕一 氏

ネット強化に着手したことでした。

③現状の年金制度改革の課題

改革の課題で残るものとして「マクロ経済スライドでのマイナス改定と発動のタイミング」「短時間労働者への被用者保険適用拡大の平成28年10月以降の取扱い」「支給開始年齢引上げによる高齢者雇用確保措置」「高所得者に対する年金給付の見直し」を挙げ内容の説明がありました。

④財政検証結果と今後の年金制度改革の課題

平成26年度の公的年金の財政検証で、日本経済が持続的に成長すれば、現行制度の下で将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認できたが、少子高齢化、特に出生率の増減が、年金財政に与える影響は大きいとのことでした。

(広報委員：浅井 英憲)



昼・夜の部 講師
東北文化学園大学
教授

森田 慎二郎 氏

森田氏は、民間企業の福利厚生部門の仕事を経験した後、現在、福祉の専門家を養成する大学で、社会保障論、企業福祉論を担当。研究職だけではなく、社会人経験を活かした視点から、日本の社会保障制度改革の動向についてご講演頂きました。

1961年、国民皆保険・皆年金が実現し、70年代初めまでは福祉国家の黄金時代と呼ばれました。しかし、オイルショック、財政赤字の増大や新自由主義の台頭にともない、社会保障の見直し、公費抑制策が進展。以降、医療、年金、福祉の社会保障制度は度重なる改革が行われました。

2000年代、政権交代を経験する中、今後の社会保障改革の道筋を示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、社会保障と税の一体改革が進められよ

第二部

日本の社会保障制度 改革の動向

うとしています。

日本の社会保障制度は、世界一の少子高齢化、巨額の財政赤字等から、悲観的な見方が多くを占めています。しかし、国際比較の中で見てみると、先進国中で最も高齢化が進む一方、国民の医療費支出はそれほど多くはないことがわかります。その上、乳幼児死亡率の少なさ、平均寿命の長さは世界トップクラスです。WHO（世界保健機関）も認めるとおり、日本の社会保障制度のパフォーマンスの良さは正当に評価されるべきです。同時に、昔と今では、高齢者の健康状態やライフスタイルが、全く異なっていることを考えると、「働けるうちは、働く」というように、社会保障制度も変わっていくことが必要であるとのことでした。

(広報委員：羽生 秀紀)

初めての 行政協力



高橋 知子（麹町・開業）

今年の1月に開業登録をしたばかりでしたが、7月3日に臨時労働保険指導員として東京労働局で平成26年度の労働保険年度更新申告書の受付、確認、相談の行政協力をして参りました。

年度更新の支部研修を受け、理解はしたもの建設業や海外派遣は処理したことなく、とても不安でした。当日は、支部の先輩社労士や労働局の方がいてとても心強く感じ、それとともに身が引き締まる想いでした。最初の1時間は呼び出しボタンを押す手が緊張していましたが、その後はなるべくお待たせしないようにと必死に対応しているとあつという間に時間が過ぎました。50件近く対応させていただいた中で数件あった建設業の書類は、労働局の方に確認をいただきながら対応をしました。とても勉強になりました。

「書き方がわからなくて」と未記入のままの事業所も見受けられましたが、ご説明をしながらこちらで記入をしていると「こんなに親切に教えてくださるのですね、来年もこちらに持ってきますね！」「本当に助かった、ありがとう！」といったお言葉を多くいただき、すごく嬉しかったです。これからも、少しでもどなたかのお役に立てるよう、日々勉強を重ねたいと思いました。

今回はこのような大変貴重な機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。



鴻上 佳孝（神田・開業）

東京労働局において、臨時労働保険指導員を担当しました。臨時職員とはいえ、受付側の立場で仕事をさせてもらうと思うとプレッシャーがかかりました。普段は、自分の責任で自分のペースで調べながら進めることができます。今回は、お待ちいただいているお客様を次から次へと正確に受け付けていくことが要求されます。基本的な申告書をパターン化し、素早く処理ができるように準備しました。その基本的なパターンから外れるものは、慎重に取り扱うことになりました。

当日は、支部の先輩社労士が2人掛け席の隣りに入ってくださいました。さりげなくフォローし

ていただき大変心強かったです。支部例会後の懇親会で営業方法などいろいろな話を聞かせてくださる先輩です。一事業主となって孤独と不安を感じることがあります、それらを乗り越えてきた先輩方の経験談は励みとなります。私も、後輩の成長をあたたかく見守り応援できる先輩になりたいと思いました。

業務を行ってみると、未記入の申告書を持ってくる方、間違った申告書を自信を持って提出してきて勢いで受理させようとする方などさまざまなお客様がいらっしゃいました。一日で処理した申告書も相当な数になりました。貴重な経験で大変勉強になりました。このような機会を与えていただき、どうもありがとうございました。



高橋 恵子（神田・勤務）

「勉強になるから行ってきなさい」と、私が勤務する事務所の所長に背中を押され、中央労働基準監督署の臨時労働保険指導員に初挑戦しました。社労士の仕事に携わり2年目の年度更新でした。支部の研修を受け、資料を熟読しましたが、要領を得ないまま当日を迎えるました。

開場前からポツポツと申告者が訪れました。先輩社労士の方々は、「こちらへどうぞ」と、早速、にこやかに声掛けをしていました。その姿をまぶしく思いながら、私も最初の方を受けました。「書類の書き方がわからない。還付請求も教えてほしい」というものでした。まだ空いていたので、一から記入をお手伝いしました。幸い、それが私の復習になりました。完成した申告書を持参する方も多く、検算と受付の押印が主な作業でした。複雑な内容の時は、横に座っていただいた監督署の方が丁寧にアドバイスをしてくださいました。また、「監督署に言いたいことがある！」と、やや気色ばんだ方がいらしたときは、もちろん私の手に負えないで、即座に対応してくださいました。

昼休みに、事務所の方々が激励に来てくれました。そのときは、ご飯が喉を通らないほど胸がいっぱいでしたが、仕事が終わるころには「こちらへどうぞ」と笑顔で来場者を促せるようになりました。

あつという間でしたが、1か月にも1年にも感じる、実りの多い1日でした。

東京労働局、中央労働基準監督署、千代田年金事務所において、初めて行政協力をされた皆様の、ご意見・ご感想を紹介します。
行政協力を担当された皆様、お疲れ様でした。



加藤 友子 (神田・開業)

千代田年金事務所算定基礎届相談コーナーを担当した7月22日は、連休明けの焼けつくような暑い日でした。猛暑が幸い?

してなのか、待てど暮らせど相談者は来ず。そろそろ己の存在意義を疑い始めた終了間近の午後3時半過ぎ、ようやく一人お見えになりました。

「定期代は現物給付の欄に書くのかという質問だけなんです」。ああ、簡単で良かった。定期券の支給ではないので通貨欄に足すよう答えて終了。と、思いきや「定期代は今わからない」とのこと。さらには「駅の駐車料金も支払っている」「引っ越しで経路が変わり途中精算した」など、次々と諸条件が登場してきました。ネットで調べ何とか計算し終わりましたが、標準報酬に2等級以上の差ができる人が生じました。そこで「3月以前との差が……」と月額変更を説明し始めたとき「その人は4月入社です!」とキッパリおっしゃいました。ということは、もしや。「取得の時に定期代を給与額に入れましたか?」と問い合わせると「いいえ!」と返事がありました。

月額変更ではなく、資格取得時の訂正を出していただく結果となりました。

何事も簡単なことはありません。ご相談者の言葉だけで処理せず、こちらが事情を察して深くお聞きすることが重要だと再認識しました。貴重な機会をありがとうございました。



関 雅秀 (麹町・勤務)

7月25日、朝から蒸し暑く、照り返す光が眩しい中、私は千代田年金事務所に向かいました。今回、算定基礎届相談コーナーを担当しました。初めての経験でどんな質問が来るのかと数日前より緊張していました。

当日は算定基礎届の未記入の方への説明が主な業務でした。「昨年と金額が同じなので記入しなかった」、「被保険者として扱うのか」など、さまざまな角度からの質問をいただきました。最初は戸惑いもありましたが、相談者は何を聞きたいのか、質問の真意は何かのポイントを明確にすることを心がけて説明しました。

また、時間外手当の計算方法やフレックスタイム制度を導入する際のポイントを知りたいとの質問などもいただきました。相談者は算定基礎届に関するだけでなく事業所の業務に関する事を色々と聞きたいのだなと感じました。このことから、行政、事業所や事業主、社員の橋渡しとしてコーディネートの役割が、我々社会保険労務士に期待されているのだと改めて思いました。

対応に困るような内容には、年金事務所の方が親切、丁寧に教えていただけたので落ち着いて対処することができました。一つ一つの相談内容に気付かされる部分も多く、今後の業務に生かしていきたいと思います。行政協力参加の貴重な機会を頂き、ありがとうございました。

平成26年度 行政協力会員情報 (敬称略)

- 東京労働局 臨時労働保険指導員 申告書受理・相談コーナー(15名) (平成26年6月16日～7月10日)

今井 浩爾	吉田 信義	堀 雅美	中尾 美香	橋本 敬司	前川 由香	高橋 知子	今泉 浩史
大城 敦子	小林 正明	鴻上 佳孝	児山 昇正	小林 伸行	木村 晃子	星名 真喜子	

- 中央労働基準監督署 臨時労働保険指導員 申告書受理・相談コーナー(28名) (平成26年6月16日～7月10日)

濱野 行雄	柏本 和江	小松 紀子	金光 由美子	大野 剛一郎	坂田 憲宏	半沢 公一
青山 弥生	武内 里佳	菊地 良夫	藤元 利澄	小室 豊	小林 憲一	三浦 佳恵
高橋 恵子	石本 剛	江川 明豁	川崎 恵子	山崎 博幸	十佐近 三生	土屋 雅子
深田 康弘	小谷 富士子	片野 誠	菊地 正典	大沼 恭子	若林 丈師	岩戸 左紀

- 千代田年金事務所 算定基礎届相談コーナー担当者(18名)

(平成26年7月1日～7月25日)

岡林 宏佳	横山 優子	松井 美希子	金光 由美子	濱野 行雄	畠山 晴子	江川 明豁
藤井 しのぶ	堀 雅美	坂田 憲宏	小林 憲一	十佐近 三生	高橋 恵子	青木 哲郎
加藤 友子	児山 昇正	恩田 和明	関 雅秀			

- 千代田区役所 社会保険労務相談員(11名)

(平成26年4月～平成27年3月)

濱野 行雄	青山 弥生	畠山 晴子	堀 雅美	江川 明豁	中尾 美香
坂田 憲宏	藤田 久子	山崎 博幸	大野 剛一郎	児山 昇正	



びっくり、札幌市内に温泉地



林 舞衣子 (麹町・開業)

私のふるさとは北海道札幌市です。旅行、仕事、修学旅行等で一度は訪れたことのある方も多いと思います。これからは、ホワイトイルミネーションにスキー、雪まつりと冬らしさを満喫できる時期となります。私のお勧めは定山渓（じょうざんけい）温泉です。札幌の市街地から車で1時間弱という距離にある、支笏洞爺国立公園内の緑豊かな渓谷の温泉地です。歴史は古く、慶応2年（1866年）修験僧・美泉定山

長野の飯山線で途中下車の旅



宮崎 正雄 (神田・勤務)

大学進学で上京するまで長野県長野市で過ごしました。最近は帰省することも稀になってしましましたが、ローカル線に揺られて「通過」することはあります。長野県が誇るローカル線にはハイブリッド自動車が走る観光路線の小海線、秘境駅が満載の飯田線などがありますが、今回は長野市の豊野駅と新潟県の越後川口駅を結ぶ飯山線をご紹介します。

列車は千曲川と平行してゆっくりと新潟県境

日本で最初の世界文化遺産！



横山 優子 (麹町・開業)

私のふるさと兵庫県は、瀬戸内海と日本海の両方に面しています。山陽地方では異国情緒あふれる神戸の異人館街、甲子園球場、明石の天文台、山陰地方では風情豊かな城崎温泉など、自慢したいものは沢山ありますが、イチ押しはやはり姫路城でしょう。白亜の城壁の美しさから白鷺城（しらさぎじょう）とも呼ばれ、奈良の法隆寺とともに日本で最初に登録された世界文化遺産です。現在は50年ぶりの大修理が5年がかりで行われていますが、来年（平成27年）

会員の皆様にお国自慢をしていただきました。各人それぞれの自慢を読んでいると思わず旅行に行きたくなります。

（みいづみじょうざん）がアイヌの人々の案内で源泉と出会った時に始まります。

家族向けの大型ホテルにはスライダー付きのプール施設があり、夕食は蟹のバイキングと幼い頃は家族で訪れるのが楽しみでした。最近では雰囲気の良い大人向けの宿も増えていると聞きます。次回の札幌滞在の際には、少し足を延ばして温泉へというのはいかがでしょうか。



を目指し下ります。河畔の菜の花畑の黄色がまぶしい春がトップシーズンといわれますが、私のお勧めは雪深い冬。墨絵のような白と黒のモノトーンは人生の寂寥感を伝えてやみません。

途中下車するなら飯山駅で寺めぐりと信州そばのはしご、戸狩野沢温泉駅で温泉めぐり、森宮野原駅で日本最高積雪地点の標柱を横目に駅併設の売店で農産物の物色など嬉しいと思います。



の春には天守閣まですべての改修工事が終わる予定です。工事中ならではの特別な観光ルートが用意されており、大河ドラマの官兵衛人気も影響しているのか、工事中でも人気のスポットになっています。

名所旧跡としては他にも、忠臣蔵でお馴染みの赤穂義士ゆかりの赤穂城跡と大石神社があります。地元の赤穂では、討ち入りの日とされている12月14日に伝統的な義士祭が毎年行われています。



第46回 社会保険労務士試験 試験監督員体験談



末松 弘美 (麹町・勤務)

私は、今回は日本大学経済学部会場の監督員を担当しました。

集合時間が午前7時と早いので5時50分に家を出ました。私の担当教室は200人の教室でしたので、主任監督員1名、私を含めた監督員が3名、補助者5名の合計9名での監督体制でした。大きい教室なので不安でしたが、主任監督員、監督員の先生方が経験者でテキパキと担当割を指示していただき、問題用紙や解答用紙の配布もスムーズに運びました。

受験生の本人確認には多少苦労しました。端の机が壁についていたので、3人掛け席の中央と壁側の席の受験票の確認に苦労しました。その他に「メガネを掛けていいですか？写真では掛けていないのですが」という質問を2~3人から受けましたので了承しました。

午後も大きな問題もなく無事終了しました。受験生の皆さんがあなたが問題を解くことに専念できるようにサポートできて大変嬉しく思いました。また機会があれば、監督員や本部員等として参加させていただきたいと思います。



上江 誠 (麹町・勤務)

私は、日本大学経済学部にて主任監督員として、試験監督にあたりました。主任監督員とは、教壇で注意事項などを説明したりする、各試験室の責任者です。

今回、初めての試験監督だったのですが、いきなり主任監督員に指名されることはないとのこと。正直、不安な気持ちもあったのですが、同じ試験室の他の監督員の方がベテランの方で、何かと教えて下さり、補助員の方も含めいい雰囲気を作ってくれたので、チームワーク良く監督業務を進めることができました。

試験中は、受験者が気持ちよく受験できることを念頭に、お手洗いの要望は極力応えました。また、具合が悪く途中棄権をされた方がおられましたが、その方の様子を監督員全員でメモをして共有していたので、問題なく対応できました。

必死に試験問題に取り組む受験者を見ていると、当時受験に苦労した自分と重ねあわせ、心の中で応援してしまいますね。受験者の合格を心より祈念いたします。また、この度は貴重な機会を頂き、ありがとうございました。

勤務等部会主催「情報交流会」を開催します!



勤務等部会では、11月13日(木)開催の第6回研修会(於:薬業健保会館)終了後に「情報交流会」を開催します。

「情報交流会」は、会員同士が交流の輪を広げ、異業種の方と情報交換できる年に一回の貴重な機会です。もちろん開業会員の皆様もご参加

ください。新規入会者の方も、ぜひご参加いただき、分からぬ事など質問してください。

皆様が参加しやすい費用に設定できる予定です。どうぞお気軽にご参加ください。申込方法等、詳細はあらためてお知らせいたします。

(勤務等部会小委員会委員 市村公頼)



9月6日、13日の二日間にわたり東京会恒例の野球大会が大宮けんぽグランドで開催されました。

初日第一試合の新宿支部戦は、接戦の末サヨナラ勝ちで7対6にて勝利。午後の大田支部戦は11対1で快勝。13日の準決勝に駒を進めました。二日目第一試合の対戦相手は中野・杉並支部。永遠のライバル中央統括支部を破り進出してきたチームでしたが、好調な打線により13対4にて決勝進出。対戦相手は2年連続優勝の渋谷支部です。白熱したシーソーゲームとなりま

したが、開始から2時間経過で打ち切りのルールにより7回を戦うことなく6回終了6対8で敗れ準優勝となりました。

大会期間中の多くの応援に厚く御礼申し上げるとともに今後のご支援よろしくお願ひいたします。

(野球同好会:
橋本 敬司)



政治連盟だより

ご承知の通り、先の国会での第8次法改正は残念ながら実現しませんでした。秋に開催される次期国会での成立に期待をしています。そこで今回は、これまでの7次にわたる法改正の歩みを紹介させていただきます。

社会保険労務士法は昭和43年に議員立法により制定されました。

昭和53年には、第一次法改正が行われ全国社会保険労務士連合会、都道府県会が設立しました。

実は、これに先立ち、昭和52年6月に全国社会保険労務士政治連盟が発足しています。連合会や都道府県会は、法律に基づく法定団体のため公職選挙法による選挙支援活動や政治資金規正法による政治的な活動が行えないからです。その後、次のように法改正を重ねていくこととなります。

●昭和56年 第二次	免許制から連合会への登録制に移行
●昭和61年 第三次	事務代理の新設
●平成5年 第四次	登録即入会制への移行
●平成10年 第五次	社労士試験実施の連合会への委嘱
●平成14年 第六次	社労士法人の制度の創設・ADR代理権付与
●平成17年 第七次	労働争議不介入規定の削除・特定社労士制度発足

私たちの先輩は、長い道のりを歩き続け、社会的信用を現在のように高めていったのです。社労士制度発展の努力は今後も続きます。本会共々政治連盟へのご理解をお願いいたします。

(政治連盟支部会長 橋本 敬司)

新入会員を紹介します

平成26年5月1日～7月31日

入会年月日	氏名	種別
H26.5.1	三橋 由和	開業
H26.5.1	翁坂 裕一	開業
H26.5.1	加藤 友子	開業
H26.5.1	重田 尽	勤務等
H26.5.1	田代 さおり	勤務等
H26.5.1	告井 祐二	勤務等
H26.5.1	中川 敏子	勤務等
H26.5.1	岡田 由起子	勤務等
H26.5.1	皆川 真貴子	勤務等
H26.5.8	吉野 繁	勤務等
H26.5.12	上野 久義	勤務等
H26.5.12	櫻又 彩子	勤務等

入会年月日	氏名	種別
H26.5.15	中野 全康	勤務等
H26.5.20	甲村 俊太郎	勤務等
H26.6.1	野川 晶巨	開業
H26.6.1	加藤 淳子	勤務等
H26.6.1	北橋 浩二郎	勤務等
H26.6.1	關根 陽一	勤務等
H26.6.1	秋山 智恵子	勤務等
H26.6.1	野田 彰一	勤務等
H26.6.1	藤田 知哉	勤務等
H26.6.1	望月 美奈子	勤務等
H26.6.4	阿部 仁子	勤務等
H26.7.1	岩瀬 昌子	開業

入会年月日	氏名	種別
H26.7.1	南 裕史	開業
H26.7.1	山口 夏実	開業
H26.7.1	竹延 智雅	勤務等
H26.7.1	長谷川 俊彦	勤務等
H26.7.1	大原 圭子	勤務等
H26.7.1	坂本 彩	勤務等
H26.7.4	氏森 秀樹	勤務等
H26.7.9	小松 大	開業
H26.7.14	高橋 祐介	勤務等
H26.7.22	相澤 岳	勤務等

あとがき

新入社員時代、プレゼン資料の上司のチェックで「先方に伝わらないからやり直し」と言われたことがあります。提案内容も練りに練り、私なりに満足のいく大作だったにもかかわらずです。

上司のダメだしの理由は「文字が小さくて読めない」というもの。「資料を見せた瞬間に、もうプレゼンは聞いてもらえないよ」と。

実は、プレゼンの相手はご高齢の社長。普段の営業でも渡した資料を眼鏡かけて読まれている姿を思い出しました。上司は「気持よく読んでくれることの大切さ」を教えてくれたのでした。

最近、私も視力が衰え、小さな文字が見えづらくなりました。そんな遠い昔の出来事を思い出しながら、今回の会報誌の編集作業に取組みました。

(広報委員：青木 英治)

ここ数年恒例の猛暑も終わりようやく過ごし易くなりました。夏の間はエアコンの効いた快適な室内に引籠りストレスも脂肪も溜りがち……。ということで夏に蓄積した鬱憤を解消しカロリーを消費する秋が、私にとって最も活動的な季節です。

去年の秋は週末の度に関東近辺の山にハイキングに行きました。特に楽しかったのが冬も近くなつた時に行った埼玉県秩父地方にそびえる両神山。メインの山道からちょっと外れたところにあった凍りついた滝は、水の流れ落ちるところだけ時間が止まっているようでした。滝を見ながら飲んだ水筒の温かいお茶の味は今でも忘れられません。帰りのバスが2時間ぐらい来なくて暗闇の中で星を見ながら体を震わせていたのも今ではいい思い出です。

(広報委員：柏木 直人)

【お詫びと訂正】会報7月号(第20号) 2ページにて誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
(誤) 竹内里佳→(正) 武内里佳